

Zu ethischen Überlegungen gegen Klonen von Menschen

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-05-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山本, 達 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10098/5408

人クローン問題の倫理的考察

山 本 達

倫理学教室

(平成11年10月21日受理)

Zu ethischen Überlegungen gegen Klonen von Menschen

Tatsu YAMAMOTO

Seminar für Ethik

Zusammenfassung: Nach › Dolly ‹ im Frühjahr 1997 gibt es nicht nur in Japan, den USA, und Europa verschiedene Richtlinien für ein Verbot des Klonens von menschlichen Individuen, sondern internationale Konventionen gegen solches Klonen. In den meisten öffentlichen Regulierungen wird das Klonen von Tieren grundsätzlich als ethisch erlaubt, ja den Menschen sehr dienlich beurteilt. Aber die Klonierung von Menschen, worin auch ihr Zweck stehen mag, ist ethisch sowie rechtlich genau in Frage gestellt. Man kann die Herstellung der Klone durch Embryonen-Splitting von dem in › Dolly ‹ schon möglichen Fall des Klonens von ausgewachsenen Lebewesen unterscheiden. In der vorliegenden Arbeit will ich v. a. die ethische Problematik einer möglichen Anwendung letzteres Verfahrens auf Menschen berücksichtigen. Die meisten Argumente gegen das Klonen von Menschen berufen sich im allgemeinen auf das Prinzip der Menschenwürde oder Menschenrechte. Obgleich der Begriff der Menschenwürde uns heute breit akzeptabel ist, ist er doch in den Argumente nicht so eindeutig. Es scheint offenzubleiben, wie das Klonen von Menschen ein Recht des Menschen verletzt, oder was die Verletzung der Menschenwürde durch das Klonen heißt. In Bezug auf ein Verbot des Klonens von menschlichen Individuen sind die Bedeutungen der Begriffe sorgfältig zu erörtern.

Schlüsselwörter: Klonen von Menschen, Menschenwürde, Recht des menschlichen Individuums, Zufälligkeit der genetischen Ausstattung von Keimzelle, Instrumentalisierung, Schädigungen des geklonten Individuums, Risikoargumente

はじめに

英国ロスリン研究所グループによるクローン羊「ドリー」の誕生が報告されたのは、1997年2月である。そのクローン個体作製の手法は、成体の体細胞核をもとにする手法で、それまで哺乳類で一般に使用されてきた初期胚細胞核をもとにした作製手法とは一線を画するものだという。この手法により、現に成体として生存する個体とほぼ同一の遺伝子をもつ別の新しい個体を作り出すことが可能になったからである。こうした「ドリー」誕生の成果には、学術的な意義が認められるだけでない。家畜の育種・改良という実用的技術の画期的な開発に連なるものとして評価されている。だが、その反面で、哺乳動物でのクローン研究がこうした水準に達したことで、この技術の人への適用が可能であること、すなわち、人のクローン個体の作製が技術的に可能であることが明らかになったと言われる。

「ドリー」誕生の後、クローン技術の人への適用については、厳しい公的規制が加えられるようになった。日本でも、1998年8月には文部省によって、「大学等におけるヒトのクローン個体の作製についての研究に関する指針」が公布、施行された。ここでは「ヒトのクローン個体の作製に関する研究の禁止」が明文化されている。同時に、クローン研究がこの禁止規定に違反するおそれのある場合の確認の手順や、審査の在り方、要件が規定されている。

この指針作成のもととなったのは、学術審議会バイオサイエンス部会でまとめられた「大学等におけるクローン研究について（報告）」である。ところで、この報告は、「我が国におけるこれまでの対応」として特に、1998年1月に科学技術会議生命倫理委員会に設置されたクローン小委員会が同年6月に公表した「クローン技術に関する基本的考え方について（中間報告）」を重く見ている。

この中間報告では、人以外の動物個体を産み出すためのクローン技術の適用と、この技術の人への適用との間に明確な一線を画す基本的立場が、表明されている。人以外の動物については、「同一の遺伝形質を持つ多数のクローン個体を産生すること」は、「産業、研究の両面において、非常に高い有用性を持つと評価される。」クローン動物については、他の一般の動物と同じく、現行の「動物の保護及び管理に関する法律」の適用で十分であり、それ以外に特別の規制が必要ではないと言う。これに対して、人への適用については、その技術的可能性は、「人の個体を産み出さないクローン技術の適用」と「クローン技術による人個体の産生」とに大別される。前者、すなわち体細胞培養（細胞学的クローン手法）に関する限り、それは、「人個体を産み出さないことから人間の尊厳の侵害の問題に触れることがない」ばかりか、「科学的研究での有用性」と将来的に「医学的可能性」も認められることから積極的に評価されている。だが、人個体の産生を目的とするクローン技術となると、別である。この適用には、たとえ不妊治療など医学的応用が考えられるにしろ、「人間の尊厳を侵害するとの観点」とその技術の「安全性」の視点から厳しく規制されなくてはならないとされている。

このように中間報告は、人クローン個体の産生には「安全性の問題」に先だって、「人間の

人クローン問題の倫理的考察

尊厳の確保の観点から問題がある」と主張し、その禁止の方針を打ち出している。人個体の産生にクローン技術を適用することが、「人間の尊厳の侵害」に関係するとは、どういうことか。中間報告は、次のような問題点を列挙している。

「○動植物の育種と同様、クローン技術の特色である予見可能性を用いて、特定の目的の達成のために、特定の性質を持った人を意図的に作り出そうとするものであり（人間の育種）、また、如何なる者が用いるにせよ、人間を特定の目的の達成のための手段、道具と見なすものでもある（人間の手段化・道具化）ため、そのようなことを容認する社会は、人間の個人としての自由な意志・生存が尊重される社会とは言えないこと（個人の尊重される権利の侵害）

○遺伝的形質が予め決定されている無性生殖であり、男女両性の関わり合いの中、子供の遺伝的形質が偶然的に定められると言う、人間の命の創造に関して日本人が共有する基本認識から著しく逸脱するものであること（人間の尊厳の基礎をなす人間の生殖の在り方に関する社会的認識からの大きな逸脱）

○クローン技術を、不妊症治療等のための生殖医療に使用し得る技術と捉えた場合であっても、その人個体の産生への適用は、上記のような、人間の育種、手段化・道具化との側面を否定し得ない上、日本人が共有する人間の生殖の基本認識をも大きく侵すものであること

○クローン技術を医療以外の目的に便宜的に用いる場合（一般人が、自分の遺伝子を将来に残したいと願う場合等）には、上記にも増して、その人個体の産生への適用は、人間の育種、手段化・道具化であるとの側面を否定し得ない上、日本人の共有する人間の生殖の基本認識をも大きく侵すものであること。」

上の4つの問題点は、原則としては、最初の2項目に還元できよう。すなわち、(1)クローン技術では、産生されるクローン個体の遺伝的形質が予見可能であるから、人のクローン個体の産生は、クローン個体の遺伝的形質の予見可能性に基づいて、特定の遺伝的形質を持った人を意図的に作り出せるという点で、「人間の育種」であり、その限り動植物の育種と同じく「人間の手段化・道具化」を意味する。これは、「個人の尊重される権利の侵害」に導く。(2)クローン技術が道を開く無性生殖では、通常の受精で起こる染色体組替えが起こらないから、子供の遺伝的形質が偶然に決定されるという面がほとんどなくなり、これは、日本人が共有する人間の生殖の基本認識を大きく侵す。だから「人間の尊厳の基礎」がらの逸脱を招く。あとの2つの項目は、この2つの原則が、人クローン技術の目的いかん（医療にあるか、医療以外にあるか）に関係なく妥当することを確認する命題である。だから、中間報告が「人間の尊厳の侵害」の観点でクローズアップする問題は(1)(2)に集約する。そのキーワードは、「人間の育種」、「人間の手段化・道具化」、「個人の尊重される権利の侵害」、そして「人間の生殖の基本認識」および「人間の尊厳の基礎」である。便宜上、(1)と(2)の問題を次のように方式化し

ておこう。

(1)「人間の育種」⇔「人間的手段化・道具化」⇔「個人の尊重される権利の侵害」

(2)「人間の生殖の基本認識」からの逸脱⇔「人間の尊厳の基礎」からの逸脱

ここでは、個人の権利、人間の尊厳が侵害されるという言い方で、人クローン個体の産生に対する厳しい反対の見解がとられている。この見解の表明に至るまでには、いろいろな議論の経過があったと予想される。そこで権利や尊厳が侵害されるとは、どういう事態なのであろうか。人クローン個体の産生を禁止する論拠を「個人の権利」や「人間の尊厳」に置くこうした倫理的な立場に、今日、多くの人々が共感を覚えているのは事実である。しかし、そこに疑問の余地が残されていないのかどうか。本稿は、こうした問題点を、上記の中間報告を手がかりに整理し深めるための試論である。

(1) 欧米での規制

クローン技術の人への適用に対し厳しい公的規制の方針を打ち出しているのは、我が国だけではない。欧米諸国は、人クローン作製の倫理・社会面での問題の考察にあたって、「人間の尊厳」や「個人の権利」への言及とのからみで、公的に、どのような基本的姿勢を示しているのか。まずその点を概観しておく。

1997年6月、米国大統領の要請に基づき、国家生命倫理諮問委員会は、体細胞由来核の移植による人クローン個体の産生を、基礎研究と臨床応用との別を問わず法的に禁止するとの答申を行った^①。この答申で、人クローン個体の産生を禁止するための法制化が妥当とされる主な理由は、この技術の「安全性」に問題があるとの判断にある。こうしたクローン作製手法で産まれる個体には、その手法に起因する重大な身体的な危害が生じないか。その危惧が、現在のところ払拭できない。もっとも、こうした「安全性の問題」を克服すれば、それだけで、人クローン個体の産生による社会の不安と懸念が解消するわけではない。だから当委員会も、人クローン作製に対する消極論、反対論として次のような見解のあることに配慮を示す。

まず、「子どもへの危害のおそれ」、「とくに、個性や人格の自律の喪失感が予想され、これに結びつき生じる心理的な危害」を指摘する意見。また、「体細胞核の移植による人クローン産生が世に普及すると、一種の優生学的な思想への扉を開き、重要な社会的価値をじょじょに侵害しはしないか」という見解。さらに、体細胞由来核の移植という手法による人クローン個体の作製は、「それ自体として不道德的だ」とする宗教的立場からの反対主張。この答申は、宗教的な反対論が好んで取り扱うテーマとして「自然を統括する人間の責任、人間の尊厳、神意、生殖、そして家族生活」を挙げる。だが、当委員会は他方では、こうした懸念に対抗しクローン技術の人への適用に積極的にアプローチしようとする考え方にも理解を示す。すなわち、出産や子どもの養育というものは、すぐれてプライバシーに属することだから、極力、個人の選択（クローン技術の適用による人個体の産生を選択することも含めて）を擁護する立場、ま

人クローン問題の倫理的考察

た、科学研究の自由や、生物・医学上の新しいブレイクスルーを開発・推進するのは尊重すべき社会的価値であると主張する立場である。

人個体の産生へのクローン技術（体細胞由来の核の移植という手法による）の適用は、その技術の安全性と有用性の面から、今の段階では時期尚早な実験である。だから、当分の間この研究・実験の禁止を立法化するよう要請する。ここに、当委員会の基本的考え方が示されている。「安全性」、「有用性」以外に、その倫理・社会的問題を、どう評価するのか、このための明確な指針を打ち出すには至っていない。たしかに当委員会は、「潜在的な心理的危害が子どもに及ぼされはしないかという懸念や、社会の道徳的、宗教的、文化的価値に与える影響は、これから先さらに、検討に値する問題である」ことを認める。だが、「子どもを産むためにクローン技術を適用することが、許されるべきか、永久に禁止されるべきか」については、当分の間、国家としての決定を留保するという姿勢を示している。

「ドリー」誕生のお膝元であるイギリスでの公式見解は次のようである。1998年1月に、ヒト遺伝学諮問委員会とヒト受精・胚研究当局は、人クローン問題についての報告文書を公表している¹⁰。この報告の序文で、当面するクローン研究が「個性性、人間の尊厳という抽象的概念にかかわってくる新しい問題を提起するのかどうか」の議論のあることを指摘し、そのうえで、この倫理問題の考察に、最終の2つの項目を当てている。

イギリスでは、他の西欧諸国と同様、研究目的での胚使用を受精後14日以内に限り許す等の規定を持つ「ヒト受精と胚研究に関する法律」が施行されている。この法律との関連で、生殖を目的としない核移植や胚分割をヒト胚研究に利用することに、ヒト胚の特殊の道徳的地位とのからみで新しい問題が起らないのかどうか。本報告は、この問題の検討を愁眉の課題としている。

われわれは、この点には立ち入らないでおく。この報告で、生殖を目的とする人クローン個体の産生が、どのような視点から、どう評価されているかに絞って見てみると、本報告も基本的には、米国と同じ観点に立っていると見える。主に、「ドリー」の手法を人に適用することに反対する理由は、その技法自体が技術的になお未熟であることに置かれている。「ドリー」誕生は、同じ実験が276回も試みられたなかで、成功した唯一のケースである。それら実験で移植可能だった胚は29にすぎず、「ドリー」の胚を除き、他のすべての胚は正常な妊娠に至らなかった。この事実は、まだ、その技法の有用性や安全性を問える段階にはないことを示していると言う。

たしかに、この報告でも、「人クローン個体の産生の目的で意図的に胚分割や核移植の手法を利用することは……人間の責務と人間の道具化に関係する深刻な倫理問題を提起する」と言われる。「安全性」とは別に、人クローン個体の産生に反対する倫理的視点に、いちおう触れられてはいる。だが、「人間の尊厳」のについては、次のような控え目な表現にとどまっている。「人間の尊厳が人間を単に『手段』としてだけ取り扱うことを禁止するという主

張をサポートする、そのような道徳的議論がある」と紹介しながらも、「こうした考察には、人クローン産生の技術の倫理を暗示できる、どのような密接な関係があるのか」という疑問を呈示している。こうした表現からすると、本報告は、「人間の尊厳」に訴える議論への参加には少なくとも躊躇を感じているよう思われる。人クローン個体の産生に懸念される「人間の手段化」を直ちに「人間の尊厳」の問題に結びつける反対議論には、同調していないように見える。

だが、次の問題指摘は注目してよい。体外受精や胚分割は、それ自体、生殖への技術的干渉であるが、これらはまだ、自然な過程を模擬する性格を帯びている。これに対して、核の置き換えによるゲノム移植となると、これに対応する自然の現象は現在まで知られていない。こうしたスケールの「不自然さ」を伴う生殖の在り方を、はたして社会が受容できるのか。こうした問題指摘である。

英米のこうした方針に対して、欧州大陸では趣が異なる。たとえば、1998年1月に欧州評議会が公表した議定書は、明確に「人権」、「人間の尊厳」に言及することによって、人クローン個体作製の禁止をうたっている。この議定書は、1997年4月に公表された「人権と生物医学に関する協定」に付随するもので、人クローン個体作製の禁止に関して取り結ばれた追加議定書である⁴⁹。1997年公表の協定は、正確には「生物学と医学の応用に関して人権と人間の尊厳を擁護するための協定」という名称を持つ。この協定に対する「人クローン個体作製の禁止に関する追加議定書」のまえがきによれば、「遺伝的に同一の人を意図的に産生することによって、人は道具化され、このことは人間の尊厳に反し、だから生物学と医学の誤用である」と明記される。

同じ趣旨の報告者が、ドイツでは、すでに1997年4月に公表されている。その作成にあたったのは、ドイツ連邦共和国研究技術大臣の命を受けた7名からなる専門家グループである。「人でのクローン作製——生物学的基礎と倫理・法律的评价」と題するこの報告は⁵⁰、研究・技術革新諮問委員会へ提出された議事案のようであるが、「ドリー」誕生後の人クローン問題に対するドイツ公的機関による現段階での意見表明と見なしてよい。この文書には、「倫理的评价について」の項目が特別に設けられているという特色がある。その項目で、はっきりと「人間の尊厳」を倫理原則とする基本的立場から、人クローン個体作製の倫理的な問題点を整理している。その倫理的な考察は、この種の文書としては、かなり詳しい。煩瑣を厭わずに、その概要を示せば、次の通り⁵¹である。

まず以下のような問題提起に始まる。「ドリー」の手法が人に適用されることへの一般の人々の反発は、さしあたって、この手法の新奇さへの驚きにある。「ドリー」の誕生は、両性の生殖によらない。ここでは、一方の親の遺伝情報のみを受け継ぎ、しかも、すでに形質の知られている成体と同一の遺伝子型を持つ別の個体が産み出される。これが人間に適用されるならば、これまで自然には存在しなかった生殖の在り方で人が産まれることになる。それは、生殖に関

人クローン問題の倫理的考察

して「自然自身がこれまで人間に設けておいた限界の除去」を意味する。こうしたことが、倫理的に許されないのはどうしてか。その倫理的根拠は、何か（この報告ではさらに、「ドリー」の手法とは異なる胚分割の手法による人クローン個体の作製も、同じく、倫理的評価の対象とされるが、これに関する倫理的議論は、人の胚の取り扱いをどう見るか、その道徳的地位とは何か、という別種の厄介な問題にも関係するので、これには本稿は触れないでおく）。その考察を次のようにまとめることができる。

(1)生まれた人が別の人と同じゲノムを持つという事実には、人のクローン作製を禁止する理由があるわけではない。このことが、まず確認されなければならない。人の個性、人格的同一性は、人の遺伝子組成に還元されるわけでもない。人の個性や同一性は、遺伝要因と環境要因との相互作用で形成される発達過程の結果である。遺伝的決定論は、当てはまらない。自然発生の一卵性双生児として生まれた人にも、言うまでもなく、他の人と同等の尊厳が付与されなくてはならない。だから、禁止されるにもかかわらず、万一、クローン人個体が生まれたとしたら、その個体にも他の人と同じ尊厳が具わるだろう。

したがって、人クローン個体の作製に問題があるのは、人クローン個体のゲノムが別の人と一致するからなのではない。そうではなくて、人が一定の目的に対する手段として産み出されるという事実にある。そしてその目的は、その人自身に置かれているのではない。彼自身とは別の何かに所在する目的である。クローンが、同じゲノムを持つ別の人の代わりとして利用されることが考えられる。たとえばその別の人のための臓器・組織の提供者として利用できる。核移植によるクローン個体であれば、もとの人の遺伝子複製を作る目的が、優生学上の目的であれ、営利上の目的であれ、人クローン個体が別の人の手段として産み出されていることには変わりがない。いずれにせよ、遺伝的同一性が、任意の目的のために操作される。クローン個体として産み出される人は、その目的のために役立つようにもともと仕組まれている。ある人を第三者の目的に従属させようとして、その人の遺伝的同一性を操作することは、道具化を意味する。道具化は人格の核心に触れる。だから、人格としての人間に属する自己目的性を侵害する。双生児として意図的に産生される子どもは、もともと、そのゲノムの由来する人を再生させなくてはならないという期待のもとにおかれていることになる。その子どもは、前もって生きられた（親の）人生を生きなければならない。そうした子どもは、彼自身の「他者としての」同一性のために受け容れられるのでない。彼の遺伝的同一性が別の人（親）の遺伝的同一性と一致しているために、受け容れられる。

(2)一倍体の生殖細胞、精子と卵が結合して新しいゲノム個体が発生する生殖過程では、結果として、これこれの遺伝子組成を持つゲノムが発生したということには偶然性がある。その偶然性は何を意味するか。実は、当の人個体を、その生物学的な性質が第三者によって前もって規定される客体にすぎなくなることがないように、擁護するという意味を持っている。その偶然性は、遺伝子を他人が規定することのないように、人間の自由を守ってくれる。個体ゲノ

ムの自然的な発生という他律が、人格の尊厳にふさわしい人格の展開の自由を、[他人の]恣意から守る。だとすれば、生物学上の両親から産まれ、遺伝的な同一性を[他人によって]操作されないということ[要求]は、「人格の権利」に値するよう見える。意図的なクローン作製から産み出される人は、一卵性双生児とはちがって、他人による目的設定、この意味での他律的な目的設定に従属していることになるのである。

個人人格の自由な展開が、自然な生殖の構造（在り方）と密接不可分である。このことは明らかである。個人人格の自由と尊厳のために、類としての人間に結びついている自然的な生殖の尊厳が、尊重されなければならない。この点での生物学的な操作は、世代から世代へと受け継がれる[生殖にかかわる]基本的な態度を変質させてしまう。そうすると、人間のあいだに、新たな不平等が生まれるだろう。家族の擁護、平等の要求、差別の禁止に抵触することになる。

我が国のクローン小委員会の中間報告が掲げる「人間の尊厳の侵害」の観点を、このドイツの報告は、いっそう明確に打ち出している。2つの原則、すなわち、(1)〈「人間の育種」コ「人間の手段化・道具化」コ「個人の尊重される権利の侵害」〉、および(2)〈「人間の生殖の基本認識」からの逸脱コ「人間の尊厳の基礎」からの逸脱〉が、ほとんどそのまま、ドイツの報告での基本的な考え方でもあると言ってよい。否、我が国の中間報告では不明である点を取り除かれることで、その基本的見解がいっそう徹底されている。我が国の中間報告で言う「個人の権利」、「人間の尊厳」はといった具体的に「誰」の「権利」、「尊厳」であるのか、この点が、はっきりしていない。その曖昧さに、かえって我が国の中間報告の立場の特徴がうかがえる。その曖昧さに、われわれは意味があると考えたいが、いずれにせよ、ドイツの報告は少なくとも(1)での主張で、この点での明解な方向性を示す。すなわち、人クローン個体の作製が禁止されるべき理由は、クローンとして産まれる個体自体の権利、尊厳が侵されるからだという主張である。ついでに言えば、このようにして、人クローン個体の禁止の規範的根拠とされる「権利」や「尊厳」が、この報告では、宗教的、神学的文脈から離れて語られているという点も、この立場の特色を示すこととして注目しておきたい。この点は言うまでもなく、我が国の中間報告でも同様である。

(2) 人クローン個体に「権利」があるか

人クローン個体の是非をめぐる倫理的な議論にあって、人クローンの「権利」や「尊厳」に訴えるこうした基本的な考え方は、たしかにドイツ語圏では有力である。だが、ドイツでも、これをめぐる議論がないわけではない。たとえば、われわれに興味を持つ話題として、1998年の始めに、DIE ZEIT 紙に掲載された公開の論争を挙げることができる。これは、ドイツ哲学界の大御所の1人である J.ハーバーマスがもとは Süddeutsche Zeitung 紙上に発表した論説に始まる⁶⁾。この論争に注目することは、「個人の権利」、「人間の尊厳」に訴える論証の問題

人クローン問題の倫理的考察

点を整理するのに有効だと思われるので、これを取り上げたい。

ハーバーマスの最初の論説は、「遺伝子による奴隷支配——進歩の道徳的限界」という刺激的な表題を持つ。ここでハーバーマスは、人クローン個体はその生の始まりからして、他の人格の意図に縛りつけられてしまっている、だから、人格の自由というものがもともと奪われているという議論を展開する。人クローンの作製は、奴隷制に対するのと同じ根拠から拒否されると言う。人クローンは、人格の自由を剥奪された奴隷的な存在だと見る彼の見解は、「権利」の理論に依拠する考え方に立っている。独特の権利論を主張するハーバーマスには、たしかに、論争の過程で直接に「尊厳」の用法は見られない。だが、人クローン個体を人格の基本的自由を奪われた存在と見る限り、「人間の尊厳」に立脚する立場に近い。このハーバーマスの主張に対して DIE ZEIT 紙上で公表された反論の最初の1つは、生物学者 D.E. ツィンマーのもの⁷⁾であり、もう1つは、法哲学者 R.メルケルのものである。その論争でいったい何が問題とされたのか、そのあらましを見てみよう。

生物学者 ツィンマーにとっても、人のクローン作製は道徳的な嫌悪の対象以外のものではない。だが、産み出される人クローン個体が奴隷的存在であるというハーバーマスの見解には同調できないと言う。どうしてか。

ハーバーマスの主張では、別の人の完全な遺伝的なコピーである人クローンが一種の奴隷だと見なされるのは、自然的な生殖で誕生する人であれば、自ら引き受けないわけにいかない責任の部分を、クローンとして誕生する人は、クローンの遺伝子コードを最終決定した、自分とは別の人格になすりつけることができるからである。言い換えれば、人クローンは、自分が「これこれの状態で存在しているということ (Sosein)」についての責任を別の誰かに負わせることができるからである。これに対して ツィンマーは、自由、責任というような、彼に言わせれば「社会倫理的なカテゴリー」に訴えるハーバーマスの論証を無視して、人クローン個体の作製を禁止すべき論拠を、もっぱら生物学に基礎を持つ「生命倫理」に見出すよう提言する⁸⁾。

生物学的な「自然」の合理的解釈が人クローン作製の禁止の規範的根拠を与えるという彼の主張の論旨を示せば、次のようである。

「新しく誕生する人は、みな、遺伝的に唯一の原本である。すなわち、両親の遺伝子の結合であるが、その結合はこれまで決して存在しなかったし、これからも存在しないような、そのような結合である。このことがまさしく自然の原則である。」また、「人は、類的な存在としてみれば、その多様性のお陰で、適応の天才へと進化できた。」たしかに、自然は時たま、一卵性双生児というケアレスマスをおかす。だが、自然で一卵性双生児(クローン)が誕生する比率はきわめて低い。人間が自ら、人クローンの作製を始めるとしたら、それは人類生存の原則を犯す行いである。だから、人クローン個体の作製は許されない。

ハーバーマスに対する以上のような ツィンマーの応答は、われわれから見ても、倫理的な主張としては、非常に粗雑であろう。ハーバーマス自身、この点を明らかにすることで、自説を

補強する⁶⁾。ハーバーマスによれば、生命倫理上の問題の議論には、もちろん、十分の自然科学的な知見が要求される。だが、生命倫理上の規範問題も、その合理的な議論が成り立つには、自然科学的とは別の「規範的な観点」を要求する。社会倫理的カテゴリーを排して「自然」の原則に基づいて人クローン個体作製の禁止を正当化できると主張するツィンマーが、実は、一定の規範的な観点に立っている。ハーバーマスは、ツィンマーの論証を以下のように組み立て直す。

自然な生殖では、両親の遺伝子の結合から誕生する人個体がどのような遺伝子組成になるかには偶然性があり、したがってまた、自然の多様性のメカニズムが働く。(a)人クローン個体の作製は、偶然性と多様性という自然のメカニズムの働きを中断させる。(b)こうしたメカニズムが働くからこそ、一卵性双生児というまれな例外を除いて、人はみな、遺伝的に唯一の存在であり、類的存在としては、遺伝的形質の多様性のゆえに「適応の天才」に進化した。(c)人クローン個体の作製は、人類の生存を保証してきた原則に反する。(d)だから、人クローン個体の作製は、許されない。ツィンマーでは、(a)(b)(c)の事実命題から(d)の実践命題が直接に導き出されているが、ハーバーマスによれば、(d)の実践的主張のためには、それら事実命題のほか、次の2つの価値命題、規範命題が暗黙のうちに前提されていなければならない。すなわち、(1)現在の人類に固有の適応能力は、それ自体として、価値がある。(2)種としての人の生命を保存し、世代間にわたって存続させることは、道徳的義務である。(1)(2)を前提して初めて、(d)が帰結する。

「生物学が、道徳的考察の肩代わりを引き受けることはできない。」このことを確認したうえで、ハーバーマスは、人クローン問題を議論するために彼自身がとる「規範的観点」をあらためて提示し直す。その規範的観点では、〈人類の進化の結果である「適応能力」に無条件に価値がある〉と認めはしない。〈人類は生存すべし〉を基本的な道徳的命令と見ることもしない。彼が人クローン問題を議論するためにその出発点におくと表明する規範的観点は、「平等な法秩序の原則」を承認する立場である。この原則は、人クローン問題など、生命倫理の問題についても、「市民各自の等しい自律の相互尊重に結びつくような」問題解決だけを容認する。そのような原則である。これは、さらに、「自由かつ平等な、権利の担い手としての人格(Rechtsperson)相互の関係の基礎的シンメトリー」と呼ばれる。端的に言えば、人クローン個体の産生は、このシンメトリーの原則に反する。だから、許されないのである。

「シンメトリー」に反するとはどういうことか。これをハーバーマスは、クローンとして誕生した人に成人の段階で予想される自己理解の変容ということで説明する。どうして自己理解の変容が起きるか。両親から自然に誕生する人であれ、クローンとして誕生する人であれ、親由来の遺伝子プログラムに依存している。この点に何の変わりもない。だが両親から生まれる子どもは、両方の親に由来する遺伝子の偶然的な結合により一定の遺伝形質を継承する。どのような遺伝形質を獲得するかは誰も予測できない。これに対して、クローンとして誕生する人

人クローン問題の倫理的考察

の場合には、その遺伝子プログラムが自然的ではなく、他者の人格による束縛を受けた形で決定される。この他者による前もっての決定に、人クローン個体は、依存せざるをえない。両親から自然に生まれる人には見られない、こうした他者による束縛への依存性が、クローンとして誕生・生長した人の自己理解を変容しないではおかない。これが、ハーバーマスの基本的な考え方である。

彼もまた、人クローン問題を、クローンを作製する側とクローンとして作製される側の両面に認める。作製する側にも、厳しい目を向ける。自己と同一の遺伝子組成を持つコピーを意図的に作り出すと言う行為自体が、専断、自惚れである。「道徳的猥褻」という厳しい表現すら見られる。それにしても、彼にとって人クローンの倫理問題の核心は、人クローンとして作製される個体の在り方、自己理解の仕方にある。および、これに結びつく〈人格相互のシンメトリーの侵害〉にある。クローンとして誕生する人もたしかに、通常の他の人々と同じように、「自己の才能と障害に対して、どのような態度をとるか、その点での自由は基本的に持っている。」しかし、クローンとして誕生する人にとっては、「誕生という所与性が、もう偶然の出来事だとは言えなくなり、意図的行為の結果ということになる。」「クローン個体は、自然に誕生した人には偶然の出来事であり続けることを、他人格の責任に帰することができる。」こうした自己理解の変容が、人格相互のシンメトリーに影響を与えずにはおかない。すなわち、人々の自由の相互承認が疑わしくなる。クローンを産生する側の人は、人クローンに対して遺伝形質を確定するという決を下すことができるが、人クローンは、クローンを産生する人に対して同種の確定を下すことは原理的に不可能である。このことを、クローンとして誕生する人自身が知ることになるだろうと。

こうしたシンメトリーの侵害は、何も人クローンを産生する人とクローンとして誕生する人との間に固有の現象ではないのではないか。一般に、親と子との関係ですでに起きていることではないか。このような異論のあることをハーバーマス自身気づいている。彼によれば、クローンの場合でのシンメトリーの侵害は、両親から生まれた子と親との間に人格的なシンメトリーの関係がないということとは意味がちがう。通常の子と親との間でのシンメトリーの否定は、子の端的な実在（生存、誕生）という事実にかかわるだけである。子の実在（生存）の在り方や様相にまでは及ばない。だが、人クローン個体でのシンメトリーの侵害は、まさにこの子の実在の在り方、様相にもかかわる。クローン個体として誕生した人が、自らの実在を遺伝的形質に基づいて、どのように生きることができるか、という点に関しても、クローンの場合、親と子ではシンメトリーの関係がない。このことが問題なのである。

人クローンの産生では、「成人した人格間でのシンメトリーという条件が侵害される。」ここに、ハーバーマスは人クローン個体の産生を禁止するための規範的根拠を見ようとする。人格間のシンメトリーに支えられた〈自由の相互尊重〉という理念が失われるから、人クローンの産生は許されないとされるのである。

ハーバーマスの「権利」理論に基づく論証は、およそ以上のものであるが、この考え方に対しては、先のツィンマーの「自然主義的」な立場とはちがった観点からの異論がある。たとえば、同じく DIE ZEIT 紙に発表された法哲学者メルケルによるハーバーマスへの論評⁹⁾である。クローンとして誕生する人自身の自由、権利、責任といった倫理的カテゴリーに依拠する論証自体が無効であると主張する。

メルケルの見るところ、ハーバーマスの論証は、二段構えである。1つは、人クローン産生は、「これまで同等な自由の相互尊重という理念を支えてきた、成人した人格間でのシンメトリーという条件を侵害する。」なぜなら、他者の遺伝子プログラムについて決定を下すのは、他者が行為する可能性の生物学的な基礎を一方向的に道具のように扱うことになるからである。第2に、クローンとして誕生する人は、彼の人格の自由の一部分が剥奪される。メルケルによれば、どれも支持できない主張である。なぜなら、行為自由のための生物学的な条件は、「人のゲノム」を具有しているという事実にあるのであって、「人のゲノム」を、どのようにして備えるに至ったか、その方法の違いは、人の自由や責任が成立するための生物学的な条件としてはどうでもよいことであるからである。両親から自然に誕生した人(A)が持つゲノムとまったく同じゲノムをクローンとして誕生した人(B)が持つとした場合、その同じゲノムが、Aにとっては自由を可能にする生物学的な条件であるが、Bにとっては反対に不自由の条件であるのは、どうしてか。理解に苦しむからである。要するに、メルケルによれば、人が自由であるために生物学的に準備されていなければならない条件は、その人の持つゲノム自体の性質によるのであって、どのようにしてそのゲノムを持つようになったか（自然に両親から生まれたか、クローンとして生まれたか）の相違には左右されない。

さらに、次の点でも、ハーバーマスの論証は的はずれているという。なぜなら、人クローンの産生は、人格相互間のシンメトリーを侵害するというが、人クローンを産生するという行い自身は、実際は、クローンとして誕生する人に何の危害も与えていないからである。こうしたハーバーマスへの反論では、クローンとして誕生する人は、クローン産生という行いがなければ実在しないのに、そうしたまだ実在しないものへの危害を語ることに意味があるのかという論法がとられる。

メルケルは言う。クローンとして誕生する人に与えられている「選択肢」は、正確に言えば、〈クローン個体とされるか、されないか〉ではなくて、〈クローン個体とされるか、実在しないか〉にある。かりに一步譲って、ハーバーマスの主張するように、クローンとして誕生する人が結果として自由の喪失という重大な「危害」を被るとしても、人クローン自身は、そうした「危害」を加える他者の行いに自分の実在を負っている。その意味では、その行いはむしろ、「実在させるという恩恵」である。そうした行いを人格相互間のシンメトリーを侵害するという理由で、断罪するのはおかしい。ハーバーマスは、「誰も犠牲者を生まないような、道徳的不正行為を見定めている」にすぎない。そこには、また、「権利の所有者を欠いた義務という

人クローン問題の倫理的考察

論理的なパラドックス」がある。すなわち、「義務を果たすことが、その義務が誰かに対して成立すべき当の人の実在を妨げる」というパラドックスである。

ハーバーマスにこうした異論を唱えるメルケル自身は、だからといって、人クローン産生が道徳的に許されることだと主張しているわけではない。人クローン個体の産生を禁止するための規範的根拠を、人格間のシンメトリーに基づく人クローン個体自身の自由、権利に求める観点が、間違っているのである。法哲学者メルケル自身は、人クローン問題への別の規範的視点を示唆する。それは、人クローン個体の産生が許されない根拠は、人クローン個体自身というよりも、「われわれ自身の利害(Interesse)」のうちに見出されなくてはならないと言う。人クローン個体の自由や権利を侵害しないという、いわば「他者への配慮」は、彼の論評の表題から知られるように、一種の「自己欺瞞の倫理」である。この仮面をぬぐい去って露わになる「われわれ自身の利害」を虚心に振り返ってみる立場、これが「われわれの集団的なエゴイズム」に立ち返ることで、その根拠が露呈する。そのようにメルケルは考える。だが、一つの規範的立場と言ってよい「集団的なエゴイズム」から、人クローン個体産生の禁止といった規範がどのように導き出されるのか、彼のこの論評では、これ以上に立ち入った考察は見られない。

メルケルの言う「集団のエゴイズム」の視点についての検討はさておいても、一見たしかに強力に見えるハーバーマス批判には、今度は逆にハーバーマスからの反論が可能であろう⁴⁰⁾。法哲学者としてのメルケルがハーバーマスを批判するために、その尺度としてよりどころにしているのは、市民法にかかわる具体的な損害訴訟で問われるような法律的な権利義務の関係である。これに対してハーバーマスは、「法律的な手続きの類型を道徳的に評価する」立場に立っている。両者の間には、そうした立場上のずれがある。

われわれはこの点から次のように推測してよいであろう。ハーバーマスは、たしかに人クローン問題への規範的アプローチの手だてを一種の「権利」の理論に求めている。だが、ここでの権利義務の関係は、メルケルが念頭に置く法律的な権利義務を雛形として捉えなくてはならない理由はないということではなかろうか。メルケルの言う法律的な権利義務の関係は、その関係の成立のためには、権利義務の担い手の「実在」を前提する。その条件のもとで初めて議論されうる関係である。これに対して、ハーバーマスにとっては、クローンとして誕生する人の権利・自由を問うのは、権利主体の実在を前提にする法的な次元ではない。人クローン個体の権利・自由を承認すべきだと説くハーバーマスでは、＜「実在(生存)」か、「権利・自由」か＞というような葛藤も問題になるような道徳的な状況が考慮されている。人クローンの規範問題に臨むハーバーマスの立場は、このように理解してよいだろう。

ハーバーマスの権利論の立場では、かりに人クローン個体の実在、言い換えれば、別人格の遺伝的コピーとして実在することが、当のクローンとして誕生する人自身に危害を及ぼすこともなく、他の人々や社会の主要な利害をそれほど損なわないことであつたとしても、人クローン個体の産生は、人クローン自体の基本的な権利を侵害するから、道徳的に断念しなければな

らない。そうした基本的な権利として、「シンメトリーへの権利」が考えられていると言ってよいだろう。

だが、ハーバーマスが説く「シンメトリーへの権利」が、そうした人の基本的な権利であり、実在（誕生、生存）への権利にも優って道徳的に尊重されるべきものなのかどうか、その点は当然、検討されるべき課題となろう。ハーバーマスの「シンメトリーへの権利」を、人の基本的な権利と呼ぶにふさわしいのかどうか。実は、この点への異論を表明するのが、R.カウター、M.ミュラー連名による論文である⁽⁴⁾。ここでは、「シンメトリーへの権利」を、基本的な権利としての「自己決定権」、「自律」と同じと見なすことはできない、と主張される。

その理由は、簡単に言えば、ハーバーマスの説く「シンメトリーへの権利」は、「自律」以上の条件を含んでいるからである。だから、「シンメトリーへの権利」が侵害されるからと言って、「自律」が制限されると見るのは早計だということになる。ハーバーマスによれば、AとBとが「権利の担い手としての人格」であるには、AとBとのあいだにシンメトリーが成立しなければならない。AがBに対して何らかの束縛を加える場合、同種の束縛を、逆にBがAに対して加えることが原理的に可能である限りで、AとBとのあいだにシンメトリーの条件が満たされているということになる。だとすれば、そうしたシンメトリーが、クローンとして誕生する人と人クローンを産生する側との間で原理的に不可能であるのは明らかである。しかし、人クローンの場合、だからといって、シンメトリーが侵されると同時に、自己決定権としての自律までもいっしょに侵害されるわけではない。シンメトリーが侵されても自律の核心は揺るがないというのが、この論評の趣旨である。

両親から誕生する人が「十分な意味での自律」でありうるとすれば、クローン個体として誕生する人には「緩やかな意味での自律」を認めることができるのではないか。「緩やかな自律」は、遺伝子コードが他者によって束縛・確定されることを許容する。このことで、当のクローンとして誕生する人が特別の不利益を被るわけでない。たとえば、ハーバーマスも容認する遺伝子治療は、シンメトリーの観点から言えば、治療的目的での遺伝子への介入も当人の「自律」の侵害となってしまう。だが、この論評の論者からすると、遺伝子治療が、その子の自律を損なうものでないのと同様に、人クローン個体を産生する行いも、クローンとして誕生する人の自律を侵害しない。この論者の見るところ、「シンメトリーへの権利」を論拠に、人クローン個体産生の禁止を根拠づけることはできない。その限り、ハーバーマスは、先に見たメルケルによる批判を乗り越えていない。それでは、その禁止の論拠は、権利や自由ではなく、したがって「人間の尊厳」でもなく、別の規範的原理に求めることができるのだろうか。

以上見てきたハーバーマスの論説をめぐる論争に、これ以上に深入りすることはできない。われわれとしては、こうした論争を手がかりに、人クローンとして誕生する「権利」への遡及が必ずしも人クローンに関する一義的な問題解決のための指針を提供してくれるわけではないということを、認めておきたい。

人クローン問題の倫理的考察

それでは、人クローン個体の産生にかかわる倫理問題で、「個人の権利」、「人間の尊厳」に依拠する立場とは別に、これに対比できる、どのような「規範的な観点」があるのか。それは、先に見た米国での答申でも言及されている「子どものへの危害のおそれ」、特に人クローン個体の「自律の喪失感に結びつく心理的な危害」を指摘・強調する意見に表されている。こうした立場を、ここで「倫理的リスク論」と呼んでおこう。ハーバーマスをめぐる論争で、メルケルが示した「集团的エゴイズム」も、あいまいであるが一種のリスク論と言えよう。

(3) 「人間の尊厳」に依拠する立場への批判

「功利主義」という英米の有力な伝統的倫理学の立場に連なる「倫理的リスク論」が、最近ではドイツ語圏でも、生命倫理をはじめ応用倫理学の議論のなかでは、少なくない倫理学者の間で積極的に採り上げられるようになってきている。その代表格の一人が、D.ビルンバッハーである。ビルンバッハーは、これまで生命倫理のさまざまな問題に精力的に取り組んでいるドイツを代表する哲学者の一人であるが、最近発表の論文で人クローン問題を扱っている⁽¹²⁾。この論文で「人間の尊厳」に依拠する人クローン個体反対の論証には同調しない姿勢をはっきり示している。人クローン個体の産生を禁止する論拠としては、「人間の尊厳」は不適切で、別の論証、すなわち「リスク論証」に求めるべきことを大胆に主張する。どうして「人間の尊厳」に基づく論証が、この場合、不適切なのか。その所論では、「人間の尊厳」に基づく論証の問題点が比較的よくまとめられている。その論文中の該当箇所⁽¹³⁾に的をしばって問題点を考察しておく。

ビルンバッハーがそうした論証に対して指摘する問題点は、次の二点に集約できる。第一は、人クローン個体の産生に人間の尊厳の侵害を見る多くの論者にとっては、〈クローンによって道具化される対象とは何か〉が明示されていないという点である。クローンで人間の尊厳が侵害されるというが、〈尊厳を傷つけられるのは具体的に誰なのか〉、人クローン個体なのか、人クローン個体の親である「オリジナル」なのか、それとも、細胞核と除核卵との結合からなる胚か、あるいは、全体としての類としての人か。この点をはっきりしていない。第二には、人クローン技術で何か道具化されるにしても、そのことは「人間の尊厳の侵害」に直接結びつくものでないという指摘である。

第一の問題点を指摘するビルンバッハーは、「人間の尊厳」という概念について、おおまかな意味論的考察を行っている。これによると、「人間の尊厳」の侵害には、三つの意味の相違があり、その相違に応じて、意味合いの違う倫理的義務や規範が導かれるという。そして、人クローン個体の産生には、どの意味でも「人間の尊厳」の侵害が当てはまらないというのが、第一の結論である。

尊厳の侵害の三つの意味のうちで、(1)意識のある人について、その尊厳が侵されると言われる場合、何が侵されるのか、その実体は、その人の基本的な権利である。(2)遺体の尊厳が

侵されると言われる場合もある。そこでは、遺体が、もう道徳的な権利の担い手ではないにしても、「敬虔(Pietat)の掟」がやぶられるという意味での尊厳の侵害がある。(3)類としての人の尊厳が侵されるとも言う。これは、一定の記述的・規範的な人間像が侵されるという意味である。そうした人間像は、人間が自分自身の類について思い描く抽象的イメージである。

厳密な意味で、個体としての人の尊厳が侵害されるのは、第一の意味に限られる。ここでは、その人の生命、身体、自由などが侵される。だが、第二、第三の意味で尊厳の侵害と言われる場合には、そこで実質的に侵されるのは、第三者の感情にすぎない。すなわち、そこでは、尊敬や<侵すべからず>という感情が損なわれる。

したがって、ビルンバッハーによれば、「人間の尊厳」を尊重すべきであるという倫理的義務も、第一の意味の場合には、他者の権利が対応する完全義務であるのに対して、第二、第三の意味では、不完全義務という性格を持つ。不完全義務では、これに対応する他者の権利というものは考えられない。だから彼は、<人間の尊厳を侵すことは許されない>という規範も、尊厳の(侵害の)意味の違いに応じて、規範としての重みがちがってくると言う。

第一の意味での人間尊厳の侵害が許されないのは、第二、第三の意味の場合よりも、ずっと強力な根拠に基づいて正当化できる。すなわち、個々の具体的な人の基本的権利、正当な利害関心や欲求に訴えることができる。これに対して、第二、第三の意味での人間の尊厳を理由づけるには、第三者の感情や態度に頼る以外にない。第一の意味での「人間の尊厳」を基礎づけるには、ミニマムな道徳理論でことたりよう。すなわち、現実になれわれが持っている生命維持、身体の不可侵、自由への強い関心、さらにはまた、最小限の生活財を保証してくれる社会に生きることへの関心を、人間の正当な基本的要求として承認すれば、それで済む。第二、第三の意味での「人間の尊厳」となると、その基礎づけはやっかいである。なぜなら、そうした規範内容は、人々の基本的欲求という条件を持ち出すことで正当化できるものでなく、「価値や尊厳や既製秩序についての文化特有のイメージ」に依存しているからである。

このように、ビルンバッハーによれば、一口に「人間の尊厳の侵害」と言っても、そこには違った意味合いがあるわけであるが、人クローン作製は、どのような意味でも「人間の尊厳の侵害」に当たらない。どうしてか。その理由は、先に示した第二の問題点として明らかにされる。

人クローン作製によって、何がいったい道具化されるのか。この問いに対してビルンバッハーは、厳密に言ってそれは、「『オリジナル』でも、クローン個体でも、人間性でもなくて、単に細胞と胚である」と主張する。

もしも人クローン作製でクローンの「オリジナル」が道具化されるというのであれば、それは、クローン作製がクローン個体の父、あるいは母の同意を欠いて行われる場合である。しかし、その場合、道具化という事態は、「オリジナル」の同意がとられていないということにあるのであって、人クローン作製自体にあるのではない。

人クローン問題の倫理的考察

それでは、道具化されるのが、クローン個体でないのはどうしてか。ビルンバッハーにしても、人クローン作製には道具化の事実があることを否定しない。だが問題は何が道具化されているかである。人クローン個体作製では、たしかに、その生殖は最初から「オリジナル」の遺伝子コピーを目指しているから、クローン作製による生殖は〈目的に従属させられている〉。言い換えれば、「生殖が一定の目的のために利用されている」と言える。だが、人クローン作製の場合でも、手段として利用されているものは、一定の人ではなくて、行為としての生殖である。人ではなくて、人を産み出すという行いが、[オリジナルの遺伝子コピーを産み出すという]目的のための手段とされる。だとすれば、生殖の道具化、手段化が、人の尊厳を侵害するという主張は理解できない。なぜなら、一定の目的のために子供を産むという行為は、通常の自然な生殖行為でも、何も道徳的に懸念されることなく行われているからである。もし生殖の道具化、手段化が尊厳の侵害であるならば、たとえば、現にいる子どもを一人っ子にさせないために、あるいは、自分の老後の世話を願って、さらには家業の後継者を得るために、子どもを産むということも人の尊厳に悖ることになる。生殖の計画性、目的合理性が人間の尊厳に悖るという主張は、支持できない。要するに、クローン作製で遺伝子コピーを産生しようとすることは、これによって誕生するクローン個体を道具化しているのではない。生殖という行いを道具化しているにすぎない。そうした生殖行為一般にある目的従属性(Zweckgesetzlichkeit)それ自体が、道徳的にいかがわしいのではない。

それでは、人クローン作製について、道徳的に懸念されるべき点があるとすれば、それは何か。彼によれば、それは、一定の他者に具体的に損害・危害を与えるような目的にある。次のように言い換えてもよいだろう。問題なのは、人クローン作製に伴う〈生殖の道具化、手段化〉という形式ではなくて、クローン作製の目的が何であるか、その内容である。たとえば、クローン作製の目的が、「規格にあった個人(Serienperson)」の産生にあるとしよう。あるいは、人クローンが、もっぱら人クローン以外の人々の利害に合うようあらかじめ選択・決定されているとしたらどうだろう。クローンとして誕生する個体自身の利害をまったく無視したような目的となると、それは道徳的には認できないだろう。だが、一定の目的のために生殖を道具化するということが、ただちに、道徳的に懸念されるべきことなのではない。道具的な仕方でも産み出された人が、すでに、道徳的に批判されるべき道具化の対象になってしまったわけではない。いずれにしても、道徳的に問題なのは、クローン作製によって人クローン自身が損害を受けるかどうかである。ビルンバッハーによれば、人クローン問題に関しても、大切なことは、人間の尊厳という概念を声高に唱えることではなくて、この種の損害、危害に配慮するような倫理的視点に立つことである。

(4)人クローン個体の産生に対する「リスク論」の立場

このように、「人間の尊厳」に、人クローンの道徳的問題を議論するための適切な視点や論

拠を求めることは、期待はずれに終わるといのがビルンバッハーの主張だと言ってよい。彼自身は、〈他者の損害への配慮〉、いわば倫理的なリスク論と言ってもよい観点で、人クローンの倫理問題に十分対処できると考える。こうした観点は、たしかに、ハーバーマスを批判するメルケルの「われわれ自身の利害」に立脚する観点と共通する面がある。しかし、ビルンバッハーの言う〈他者の損害への配慮〉という立場は、人クローン自身の利害への配慮を含む点で、メルケルの「集団的なエゴイズム」を超える。なぜなら、メルケルでは、クローン作製に先だつては実在できないクローン個体は、「集団」に属さないからである。それでは、彼自身、そうした立場から人クローン個体の産生を倫理的にどう評価するのか。この点を見てみよう⁽⁴⁾。

ビルンバッハーの説く立場は、リスク論である。しかし、だからと言って、単純に倫理的な結果主義を標榜しているわけではない。人クローン問題に関連づけて言えば、人クローン個体が作製されると誰にどのような実害が生じるか、その結果を人クローンの倫理的評価の基準に置くというような、単純な結果主義ではない。結果が問題であるにしても、倫理的評価の基準とされる結果は、人クローン個体を産生するという行為の動機と表裏一体のものとして考慮される。この点に、彼のリスク論の第一の特徴を見ることができる。また、人クローン個体の産生の結果として生じると予想される損害にしても、一定の経験的な実害だけではなくて、いっそう仮定的な、あるいは想像的な意味合いのある損害も倫理的に重く受け止められなくてはならない。こうした損害が「疑似損害(Quasischädigung)」と言われる。この点にも特徴がある。そのため当然のこと、ビルンバッハーは、人クローン個体の産生に伴うリスクを説くのに、身体的リスクよりも、むしろ心理的リスクにいっそうの注意を払っている。

人クローン個体の産生に伴うリスク、人クローン個体に予想される「疑似損害」とは、どのようなものなのか。この問いに答えるには、人クローン個体の産生への動機を押さえておかなければならない。彼によれば、それには二つの動機がある。一つは、喪失したものを補いたいという動機である。たとえば、不幸にも亡くしてしまった我が子の身代わりを得たい。他方、一方の親に特別に似た子供を持ちたいという動機がある。

第一の動機から誕生した子どもについて。そのように誕生した子どもの状況は、子どもの自立心を育てるのに好ましい状況とは言えない。そうした子どもには、以下のような心理的なリスクがあろう。その子は、亡くなった別の子のコピーとして望まれる。その子は、生まれるや、そうしたコピーとして見られ、扱われるとまではいかななくても、その子は、あるがままの存在として見られ扱われるというよりも、あるべき姿としてみられ扱われる。そういうリスクは避けられない。そこでは、子どもの自立的なアイデンティティーの形成はむずかしい。そのような人クローン個体にあつては、彼が何であるかということよりも、どのように見られているかが重要である。人クローンも、一卵性双生児と同様に、もちろん他の人に置き換えられない個体である。そうだとすると、人クローンは、彼の人格の成長にもっとも重要な影響力をもつ人(親)によって、代替不可能な個体としてよりも、コピーとして見られがちである。人クロー

ンが愛されるにしても、それは彼自身のためというよりも、オリジナルに似ている彼の持つ特徴のためである。あえていえば、彼は愛されるというより、評価されている。個体が愛されるのは、個体それ自体としてである。個体が評価されるのは、その個体が一定の性質を持つからである。愛は、個体と個体との関係である。価値評価は、一般化の原理に従った品定めである。人クローンは後者に属するという心理的リスクを背負う。

第二の動機で誕生する子どもについても、心理的リスクは無視できない。一方の親と遺伝子組成が同一である子どもに対し、その親は特別の感情を持つ。親の抱く、限りない近さと親密さの感情は、共生の一体感をもたらすだろう。だが、このことでその子は、成長してもなお同じ遺伝子組成を持つ親との深い結びつきのために、かえって自分の人生に不都合な事態を招くことが予想される。

人クローン個体には、こうした心理的リスクのほか、身体的なリスクも予想される。容易に考えられるのは、クローン作製のため使用される体細胞での遺伝子変異が原因で起こる身体的障害のリスクがあろう。年齢を重ねた人個体の体細胞には、胚細胞に匹敵できる完全な遺伝子組成を期待することができないからである。

こうしたリスク論に基づく人クローン産生の禁止の論証は、多くの人々が人クローンの産生に対して抱いている強い反発や拒否反応を、十分に担保できない。リスク論証には、こうした論難のあることをビルンバッハー自身が承知している。リスク論は、予測される結果の仮定に左右されるもので、その仮定には大いに議論の余地がある。しかも「疑似損害」を評価の重要なファクターと見るという考え方が示すように、そこでのリスク、損害は人クローン作製の目的や動機の内容上の相違に条件づけられて生じる。だから、リスク論は、人クローン個体の産生を絶対的に禁止する論拠を提供するものではない。

そればかりか、そもそもリスクは、一般に、その反面としてのチャンスと対比される。リスク論証の場合、人クローン個体の産生が禁止されなくてはならない理由は、先のような一定の動機づけで産生する人クローンに身体的、心理的リスクが予想されるという端的な判断にあるのではない。その理由は、そうしたリスクが人クローン産生のチャンス——この場合、そのチャンスは、親の希望する子を得るという可能性であろう——に比べてより大きいと考量されるからである。リスク論証は、こうした意味での価値判断の相対性を免れ得ない。したがって、人クローン産生についても、状況によってはリスクよりもチャンスのほうが優るから、人クローンが許されるという可能性が理論的には排除されているわけではない。

ビルンバッハーは、そのような意味で、リスク論証を本質的に「リスクのある」論証であると呼んでいる。しかし、このことが、リスク論証を放棄しなくてはならない理由になるわけではない。人クローン個体への理屈抜きの反発、拒否反応（感情）を梃子にリスク論証の不備をつくつとすれば、そのようなことは本末転倒と言うべきなのである。彼によれば、リスク論証がまともに対峙しなくてはならない論難は別なところにあるという。たとえば、J. A. ロバート

ソンが主張するような、人クローンを積極的に容認する立場こそが問題である。

人クローン個体の積極的容認の立場に、ビルンバッハーのリスク論は対峙するという。彼のリスク論証のキーワードである人クローン個体の「疑似損害」が、その積極的容認論を排除する強い論拠たりうるか。ビルンバッハーのリスク論は、やはり、そうした排除の論理というよりも、J.グラバーの提示する「用心深さの原理⁽¹⁵⁾」の域を出ていないように思われる。

ビルンバッハーの見るところ、容認論者にしても、たしかに、人クローン個体にクローンという事情のために生じる損害があり得ることを想定している。だが、そうした損害は、クローンとして誕生する個体が自分の実在のために甘受できる程度のものである。人クローンが被る本物の「損害」があまりに過重で、そのためにその子自身が自分の生を生きるに値しないと思ひ、死を選び取るような場合があるにしても、これはあくまで稀に起こる例外事象にすぎない。一般的には、人クローンは、自分がクローンとして産み出されたという特殊事情のために被るかもしれない種々の損害をいっしょにしても、自分の実在（生存）を、実在（生存）しないことよりも選好するだろう。

人クローン個体は、クローンに固有のリスクのために生存しないことよりも、一部の極端な例外事象を除いて、一般に、リスクを背負った生存を選好するだろうという一種の選好功利主義に立った論証をビルンバッハーは斥ける。人クローン個体に予想される特有の損害を彼は、「疑似損害」と規定する。なぜなら、その害は、あらかじめ実在するものが何ものかから加えられる被害ではなくて、あるもの（人）の端的な実在、生存に直結している損害で、誰かが害を加えるという行いなしに生じる損害であるからである。こうした人クローン個体に予想される疑似損害も道徳的に軽視してはならないとビルンバッハーは考える。もし、私がAというクローンを産生するとして、クローンAが特殊な仕方でも産み出されるために無視できない疑似損害を被るだろうことも分かっているとす。この場合、私がAに損害を与えると言えるのかどうか、この問いは大したことはない。この場合、Aに損害を与えることが道徳的に問題なのではない。道徳的な懸念は、むしろ、疑似損害のリスクを伴うような仕方でもAを産生することにある。

こうした人クローン個体の「疑似損害」が、リスク論証で、人クローン産生を禁止すべき論拠とされる。このように主張するとき、実はビルンバッハーは、リスクとチャンスとの比較考量を、積極的容認論者とは違った視点に置いて見ている。この点が重要である。積極論者は、クローン個体自身の立場に身を置いて、人クローン個体に特有のリスクよりも、人クローン個体自身の生存（リスクを負う生存であれ）のチャンスを優先する。これに対してビルンバッハーは、人クローン個体自身ではなくて、クローンを産生する人（親）の立場に身を置き、そのうえで、クローン個体に固有の重荷を負う生存のリスクと、そうした重荷を負わない別の子の生存のチャンスとを比較考慮し、後者を優先する。

こうした視点の変更は、ビルンバッハーでは当然視される。なぜなら、人クローン自身は、

人クローン問題の倫理的考察

クローンについて選択肢を持たない。選択肢を持つのは、クローンを産生する人のほうであるからである。人クローン自身は、重荷を背負った自分の生存を、自分の〈生存しないこと〉とを比較できない。人クローンを産生する人が初めて、人クローンの重荷を背負う実在（生存）を、おそらくそうした重荷を背負わないですむ別人の実在（生存）と比較することができる。ここで別人とは、人クローンに代わって、自然の生殖で生まれるかもしれない我が子を指す。たしかに、人クローンの産生を道徳的に斥けるに足るクローン A の重荷とは、どの程度のものなのか、それをあらかじめ確定することはできない。ただ、その重荷の程度は、人クローン原則容認論者が言うほど、つまり A が自分の生を生きるに値しないと思うほど、過重である必要はなかろうとビルンバッハーは言う。

人クローン個体に対する原則容認論へのビルンバッハーの反論は、一応、有効だと言える。人クローン個体の産生について、その動機や目的を問題とするまでもなく、原則容認するという先の議論は、粗雑な前提に立っていることは明らかだろう。とりわけ、人クローン個体自身が、クローン特有のリスクよりも、過重のリスクでない限り、生存のチャンスを選好するという主張は、積極論者の根拠のない独断であろう。これに対峙しようとするビルンバッハーの論証は、人クローンを産み出す目的、動機を勘定に入れ、クローンを産生する立場にスタンスを置く、洗練されたリスク論に基づいていると言ってよい。だが、リスク論であることには変わらない。この立場は、原則容認論とは一線を画するとは言えるが、他方では、権利論や「人間の尊厳」に立脚する人クローン個体に対する否認論にも与しない。人クローン産生についても、かりに人クローン個体が被る「疑似損害」を取り除く、あるいは軽減する方策や合理的な社会システムが可能になるとするならば、チャンスがリスクに優ると評価できる状況の可能性を閉め出すわけではないからである。

ビルンバッハーのリスク論証からすると、人クローンに結果すると予測される損害は、人クローンを産生しようとする人が持つ動機に決定的に左右されている。だとするならば、遺伝子コピーを持ちたいとか、「生まれ代わり」を得たいという動機からの産生ではなく、かりに、人クローンの産生の方法以外に、自分の子どもを持つ希望が絶たれた親のような場合には、どうなのか。リスク論からすれば、人クローンがクローンであるために背負わなくてはならない重荷がたとえ除去されないにしても、子どもの端的な実在の価値、子どもに恵まれた親の純真な願望あるとすれば、このような事態に対してどのような答えをリスク論は準備するのだろうか。

おわりに

彼のリスク論証には、また、もっと立ち入った検討を要する問題が残されている。それは、「人間の尊厳」に依拠する立場に対する彼の批判的な取り扱いについてである。ビルンバッハーは、「人間の尊厳」には「人間性の尊厳」という意味での用法があることを認めた。だが、こ

の意味を重視しない。人クローン問題との関わりでも、人クローン個体の作製で道具化されるのは、細胞と胚、したがって生殖という行為であって、クローン個体でもオリジナルでもない。そればかりか人間性でもないと断定する。だが、この点での立ち入った考察を彼に期待することはできない。彼にすれば、「人間性の尊厳」はそもそも抽象的な意味での「人間の尊厳」にすぎず、これには実質的な倫理的意義は認められないと言う。たとえば、カントの定言命法の第二方式では、人間ではなく人間性が単に手段として扱われてはならないとされる。だが、ここでは道具化されてはならないと言う対象が何なのか、人間性という抽象性のために、はっきりしないと言われる。「人間性という抽象物は、いったい、どうしたら道具化できると言うのか」と疑問を呈している。はたして、そのように言い切れるのか。

「人間性」は、単なる抽象概念ではないという見方もあろう。「人間性」とは、ほかでもない人間が自己を人間として自覚できる条件があるとすれば、そうした条件の総体ではないか。その意味で「人間性」は、人間の自己理解の豊かな内容を含んでいる。カントの定言命法では、「人格性」と同義である「人間性」は、人間（人格）の道徳的に自律的な在り方、そうしたそれぞれの人格の自律的な在り方を相互に尊重し合う関係を意味する。そうした「人間性」は、いかにも厳格だが、その意味はあまりに限定されすぎている。「人間性」の理解は、歴史的・文化的存在としての人間の自己理解である。そうすれば、「人間性」を理解する仕方も、理解される内容も、歴史と文化に相対的であるという代価を払うが、そのことで「人間性」の抽象性、形式性を脱却できる。人クローン問題は、現在の我々人間の社会的・文化的な在り方の根幹に触れるような問題を提起していよう。「人間の尊厳」を、現代の市民社会の倫理原則の一つである「個人の権利の尊重」を基軸にして見ている限りでは、人クローンの産生で「人間の尊厳」が侵害されるのは厳密に言って誰なのか、オリジナルなのか、クローン個体自身なのか、これに明示的な答えを与えることはむずかしい。それでもやはり、人クローン産生について、「人間性」に触れる問題は残る。そのような意味で「人間性の尊厳」の侵害を問うことはできる。

ビルンバッカー流に言えば、人クローン個体に「疑似損害」のリスクを背負わすような人クローン個体の産生であるならば、そうした結果を招くような仕方での生殖の道具化は、たとえそこに具体的な人個体での「人間の尊厳」の侵害は見いだせなくても、倫理的に許容できない。倫理的に許容できないと結論づけるそうした事態こそ、見方をかえれば「人間性の尊厳」を侵害する事態ではないのか。リスク論では、人クローン個体に予想される「疑似損害」とされる事柄は、まさに、「人間性の尊厳」を侵すことであると言えないのか。そうした事態に遭遇して、「人間性の尊厳」に訴える視点を持つか、あるいはリスク論を標榜する立場にとどまるか。理論的には、その立場の違いは明白である。しかし、その違いにこだわることは、実践倫理上は、それほど重大なことでないとも思われる。むしろ、「人間性の尊厳」とリスク論とをいわば重ね合わせて見るような視点も、実践倫理上は可能で有意義ではないのか。

人クローン問題の倫理的考察

(注)

- (1) cf., The National Bioethics Advisory Commission, USA (9 June 1997): Cloning Human Beings. Chapter Six: Recommendations of the Commission, in: Jahrbuch für Wissenschaft und Ethik, Band 3 (1998), S.347-349.
- (2) cf., Human Genetics Advisory Commission and Human Fertilisation & Embryology Authority, UK (January 1998): Cloning Issues in Reproduction, Science and Medicine. A Consultation Document (Sections 1-8), in: Jahrbuch für Wissenschaft und Ethik, Band 3, S.381-389.
- (3) cf., Council of Europe - European Treaties, ETS No.168 DIR/JUR (98) 7: Additional Protocol to the Convention for the Protection of Human Rights and Dignity of the Human Being with regard to the Application of Biology and Medicine, on the Prohibition of Cloning Human Beings, in: Jahrbuch für Wissenschaft und Ethik, Band 3, S.331-338.
- (4) vgl., A.Eser, W.Frühwald, L.Honnefelder, H.Markl, J.Reiter, W.Tanner und E.-L. Winnacker (April 1997): Klonierung bei Menschen. Biologische Grundlagen und ethisch-rechtliche Bewertung, in: Jahrbuch für Wissenschaft und Ethik, Band 2 (1997), S.357-373.
- (5) vgl., a.a.O., S.363-367.
- (6) vgl., J.Habermas: Sklavenherrschaft der Gene. Moralische Grenzen des Fortschritts, in: Süddeutsche Zeitung, 17./18. 1. 1998, S.13.
- (7) vgl., D.E.Zimmer: Die Natur klonet nur aus Versehen. Läßt sich so ein Klonverbot begründen? Eine Antwort auf Jürgen Habermas, in: DIE ZEIT, 12. 2. 1998.
- (8) vgl., J.Habermas: Nicht die Natur verbietet das Klon. Wir müssen selbst entscheiden. Eine Replik auf Dieter E. Zimmer, in: DIE ZEIT, 19. 2. 1998.
- (9) vgl., R. Merkel: Wer einen Menschen klonet, fügt ihm keinen Schaden zu. Plädoyer gegen eine Ethik der Selbsttäuschung, in: DIE ZEIT, 5. 3. 1998.
- (10) ハーバーマスは、メルケルに対しては、1998年3月12日付けの DIE ZEIT 紙上で、Zwischen Dasein und Design. Die Herkunft prägt das Selbstverständnis. Eine Antwort auf Reinhard Merkel. の表題で応えているようであるが、残念ながら、ここではこの記事を見ることができなかった。次の論評からの引き合いにとどめておく。Ralf Kautner, Michael Müller: Lieber geklont als gar nicht? Argumente einer Debatte um die Reproduktion des eigenen Erbguts, in: Ethik in der Medizin (1998) 10, S.190~191.
- (11) vgl., Ralf Kautner, Michael Müller: a.a.O., in: Ethik in der Medizin (1998) 10, S.191~194.
- (12) vgl., Dieter Birnbacher: Aussichten eines Klons, in: Hello Dolly? Über das Klonen, hrsg. von J.S.Ach, G.Brudermüller und Ch.Runtenberg (1998), S.46~71.
- (13) a.a.O., S.60~64.
- (14) a.a.O., S.55~60.

山 本 達

(15) ジョナサン・グラバー著, 加藤尚武・飯田隆 (監訳) 『未来世界の倫理——遺伝子工学とプレイ
ン・コントロール——』1996年 (産業図書), 51頁。